千 葉 県 私 立 学 校 審 議 会

次　　第

日時　令和８年７月２４日（金）
　　午前１０時から
場所　千葉市中央区市場町１－１
　　県庁本庁舎５階　特別会議室

1.　開会

2.　委嘱状交付

3.　会長選出

4.　会長代理氏名

5.　議事録署名人指名

6.　審議事項諮問

7.　審議

　　別紙審議事項のとおり

8.　その他

審　議　事　項

○千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領及び既設幼稚園の学校法人化認可基準の改正（案）について
（議案第１号）

○高等学校広域通信制課程の学則変更認可について
（議案第２号）
学校名　　明聖高等学校
所在地　　千葉市中央区
設置者　　学校法人　花沢学園

（議案第３号）
学校名　　わせがく高等学校
所在地　　香取郡多古町
設置者　　学校法人　早稲田学園

（議案第４号）
学校名　　ヒューマンキャンパスのぞみ高等学校
所在地　　茂原市緑ケ丘
設置者　　学校法人　佐藤学園

○高等学校収容定員変更認可について
（議案第５号）
非公開

議案第１号

千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領及び
既設幼稚園の学校法人化認可基準の改正（案）について

１　改正理由

令和８年２月２０日付け文科省通知「幼稚園設置基準の一部を改正する省令の公布について」の発出に伴う改正。

２　改正内容

私立幼稚園の学級定員を３０人以下に引き下げるために、３５人学級を前提にしている規定について、３０人学級を前提とした規定に改める。

＜県取扱要領改正個所抜粋＞

（定員及び学級数）
第５条 幼稚園の規模は、定員１２０人以上４００人以下であること。
２ 前項の規定にかかわらず、次の各号を満たすものについては、２学級６０人以上とすることができる。

＜既設幼稚園の学校法人化認可基準改正個所抜粋＞

１　規模について
２学級以上、定員６０人以上とする。

３　施行期日　令和８年９月１日（予定）

４　その他

（１）保育室の面積について
面積基準については、従前どおり幼稚園設置基準及び千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領による。

（２）３０人学級化の経過措置について
３０人学級化に係る収容定員変更認可申請については、令和１４年３月末までの経過措置期間中に私立学校審議会へ諮問する必要がある。

（３）３０人学級化の促進
収容定員の変更時期等、あらゆる機会を通じ３０人学級化を図っていくものとする。

新旧対照表

新	旧
千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領 （趣旨） 第１条 千葉県内に設置する私立幼稚園に関する学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第４条による設置認可については、法令に定めるもののほか、この要領の規定によって取り扱うものとする。 （設置者） 第２条 幼稚園の設置者は、学校法人を原則とする。 （適正配置） 第３条 幼稚園の位置は、幼稚園設置基準（昭和３１年文部省令第３２号。以下「基準」という。）第７条第１項に規定するもののほか、既設幼稚園等との距離、設置予定地周辺の幼児数、人口動態等を勘案し、適正な配置となるようにしなければならない。 （名称） 第４条 幼稚園の名称は、千葉県内の既存の幼稚園の名称と同一又はまぎらわしいものであってはならない。 （定員及び学級数） 第５条 幼稚園の規模は、定員１２０人以上４００人以下であること。 ２ 前項の規定にかかわらず、次の各号を満たすものについては、２学級６０人以上とすることができる。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 幼稚園未設置市町村及びこれに準ずる地域であること。 イ 開発事業施行区域内及びこれに準ずる地域で、人口増加が明らかな地域であること。 (2) 園地、園舎等がすべて寄附であり、債務（施設等の補助金分を除く。）の	千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領 （趣旨） 第１条 千葉県内に設置する私立幼稚園に関する学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第４条による設置認可については、法令に定めるもののほか、この要領の規定によって取り扱うものとする。 （設置者） 第２条 幼稚園の設置者は、学校法人を原則とする。 （適正配置） 第３条 幼稚園の位置は、幼稚園設置基準（昭和３１年文部省令第３２号。以下「基準」という。）第７条第１項に規定するもののほか、既設幼稚園等との距離、設置予定地周辺の幼児数、人口動態等を勘案し、適正な配置となるようにしなければならない。 （名称） 第４条 幼稚園の名称は、千葉県内の既存の幼稚園の名称と同一又はまぎらわしいものであってはならない。 （定員及び学級数） 第５条 幼稚園の規模は、定員１４０人以上４００人以下であること。 ２ 前項の規定にかかわらず、次の各号を満たすものについては、２学級７０人以上とすることができる。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 幼稚園未設置市町村及びこれに準ずる地域であること。 イ 開発事業施行区域内及びこれに準ずる地域で、人口増加が明らかな地域であること。 (2) 園地、園舎等がすべて寄附であり、債務（施設等の補助金分を除く。）の

引継ぎがなされないものであること。 （施設及び設備等） 第６条 幼稚園の施設及び設備等は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 園地は、１，６２４平方メートルを下回らないこと。ただし、この要領の施行前に宅地問題協議会において指導を受けたものにあってはこの限りでない。 なお、園地については、次の算式により算出される面積を上回ることが望ましい。 基準園舎面積×２．２＋基準運動場面積 (2) 保育室及び遊戯室の面積は、別表に定める面積を下回らないこと。ただし、教育方法及び教育効果等特別の理由があり、かつ、次のいずれかの場合には保育室と遊戯室が兼用であってもよい。 ア 各学級ごとの保育室に、それぞれ遊戯室の性格をもたせた広さ（１００平方メートル以上）や設備を確保していること。 イ 遊戯室を広くとり、その一部を可動間仕切等でしゃへいして保育室とするものでは、しゃへいした時それぞれが別表に定める保育室及び遊戯室の面積を確保していること。 ２ 幼稚園の施設及び設備等は、将来にわたって継続的に幼稚園に使用されるものでなければならない。 ３ 幼稚園の施設には、教育目的以外のために継続的に使用される施設（財産の寄附者が居住その他の用に供しているもの等）を含んではならない。 附 則 １ この要領は、昭和５４年９月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後になされる設置計画の申請から適用する。 ２ この要領の施行の際、既に設置認可がなされている幼稚園についても、この要領の規定に該当する事項について変更を行う場合には、この要領の規定を適用する。 ただし、第７条第１項の規定については、施行の日から起算して４月間はこの限りでない。 ３ 千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領（昭和４８年４月１日施行）は、昭和	引継ぎがなされないものであること。 （施設及び設備等） 第６条 幼稚園の施設及び設備等は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 園地は、１，６２４平方メートルを下回らないこと。ただし、この要領の施行前に宅地問題協議会において指導を受けたものにあってはこの限りでない。 なお、園地については、次の算式により算出される面積を上回ることが望ましい。 基準園舎面積×２．２＋基準運動場面積 (2) 保育室及び遊戯室の面積は、別表に定める面積を下回らないこと。ただし、教育方法及び教育効果等特別の理由があり、かつ、次のいずれかの場合には保育室と遊戯室が兼用であってもよい。 ア 各学級ごとの保育室に、それぞれ遊戯室の性格をもたせた広さ（１００平方メートル以上）や設備を確保していること。 イ 遊戯室を広くとり、その一部を可動間仕切等でしゃへいして保育室とするものでは、しゃへいした時それぞれが別表に定める保育室及び遊戯室の面積を確保していること。 ２ 幼稚園の施設及び設備等は、将来にわたって継続的に幼稚園に使用されるものでなければならない。 ３ 幼稚園の施設には、教育目的以外のために継続的に使用される施設（財産の寄附者が居住その他の用に供しているもの等）を含んではならない。 附 則 １ この要領は、昭和５４年９月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後になされる設置計画の申請から適用する。 ２ この要領の施行の際、既に設置認可がなされている幼稚園についても、この要領の規定に該当する事項について変更を行う場合には、この要領の規定を適用する。 ただし、第７条第１項の規定については、施行の日から起算して４月間はこの限りでない。 ３ 千葉県私立幼稚園設置認可取扱要領（昭和４８年４月１日施行）は、昭和

５４年８月３１日限り廃止する。
４　改正後のこの要領は、平成　４年　４月　１日から施行する。
５　改正後のこの要領は、平成　６年　４月　１日から施行する。
６　改正後のこの要領は、平成１１年　４月　１日から施行する。
７　改正後のこの要領は、平成１２年　４月　１日から施行する。
８　改正後のこの要領は、平成１８年１２月２２日から施行する。
９　改正後のこの要領は、平成２７年　４月　１日から施行する。
１０　改正後のこの要領は、令和　年　　月　　日から施行する。

別表　保育室及び遊戯室一室の最低面積
(1)　保育室

学　級　定　員	最低面積
３０人以下	３９㎡
３１～３５人	４６㎡
３６～４０人	５３㎡

(2)　遊戯室

最　低　面　積
１００㎡

５４年８月３１日限り廃止する。
４　改正後のこの要領は、平成　４年　４月　１日から施行する。
５　改正後のこの要領は、平成　６年　４月　１日から施行する。
６　改正後のこの要領は、平成１１年　４月　１日から施行する。
７　改正後のこの要領は、平成１２年　４月　１日から施行する。
８　改正後のこの要領は、平成１８年１２月２２日から施行する。
９　改正後のこの要領は、平成２７年　４月　１日から施行する。

別表　保育室及び遊戯室一室の最低面積
(1)　保育室

学　級　定　員	最低面積
３０人以下	３９㎡
３１～３５人	４６㎡
３６～４０人	５３㎡

(2)　遊戯室

最　低　面　積
１００㎡

新旧対照表

新	旧
既設幼稚園の学校法人化認可基準 １　規模について 　２学級以上、定員６０人以上とする。 ２　園地について ①　自己所有を原則とするが、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、総面積の２分の１以内の範囲において借用するものであってもよい。 ②　次の場合には、上記①の規定にかかわらず２分の１を超える借用部分があってもよい。 ア 借用部分が、旧設置者当時からの借地であって、学校法人が所有権を取得できないことついて、合理的な理由があり、かつ教育上支障がないと認められるとき。 イ 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずる者又は宗教法人の所有地で、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合。この場合において、宗教法人の所有地については、地上権又は賃借権の設定登記を要する。 ③　なお、上記①、②の場合においては、園舎敷地、運動場等として長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得すること。 ３　園舎について ①　幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、従前の例による。 ②　保育室及び遊戯室の面積は別表に定める面積を下回らないこと。ただし、千葉県私立幼稚園設置認可取扱内規制定前のものについては、この限りでない。 ③　自己所有を原則とするが、幼稚園設置基準をこえるもので、所有することが困難であり教育上支障のないことが確実と認められる場合は、借用でも	既設幼稚園の学校法人化認可基準 １　規模について 　２学級以上、定員７０人以上とする。 ２　園地について ①　自己所有を原則とするが、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、総面積の２分の１以内の範囲において借用するものであってもよい。 ②　次の場合には、上記①の規定にかかわらず２分の１を超える借用部分があってもよい。 ア 借用部分が、旧設置者当時からの借地であって、学校法人が所有権を取得できないことついて、合理的な理由があり、かつ教育上支障がないと認められるとき。 イ 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずる者又は宗教法人の所有地で、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合。この場合において、宗教法人の所有地については、地上権又は賃借権の設定登記を要する。 ③　なお、上記①、②の場合においては、園舎敷地、運動場等として長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得すること。 ３　園舎について ①　幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、従前の例による。 ②　保育室及び遊戯室の面積は別表に定める面積を下回らないこと。ただし、千葉県私立幼稚園設置認可取扱内規制定前のものについては、この限りでない。 ③　自己所有を原則とするが、幼稚園設置基準をこえるもので、所有することが困難であり教育上支障のないことが確実と認められる場合は、借用でも

よい。 ４　運動場について 幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、この限りでない。 ５　幼稚園施設内の教育目的外の施設について その区分が明確化されている場合は、あってもよい。 ６　専任でない園長を置く場合について 当該園長は、学校教育法第８１条第３項に定める実務を処理できる者でなければならない。 ７　学校法人の役員および評議員について ①　非常勤役員は、その地位について報酬を受けてはならない。 ②　学校法人の役員および評議員は、財産の寄附者または特定の関係者のみをもってあてることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し高い識見を有する者のうちから 公正に　選任され、かつ、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるものでなければならない。 ③　学校法人の運営の中心となる理事および幹部職員は、単に名目的な者でなく、学校経営に 専念できる者であること。 ④　宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者１名が理事となる旨の特例を設けてもさしつかえない 。 ８　予算について ①　資金収支予算は、資産および幼稚園の規模に応じて収支の均衡が保たれているものでなければならならない。 ②　消費支出予算は、幼稚園の規模に応じて収入が支出を上回るか等しくなければならない。	よい。 ４　運動場について 幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、この限りでない。 ５　幼稚園施設内の教育目的外の施設について その区分が明確化されている場合は、あってもよい。 ６　専任でない園長を置く場合について 当該園長は、学校教育法第８１条第３項に定める実務を処理できる者でなければならない。 ７　学校法人の役員および評議員について ①　非常勤役員は、その地位について報酬を受けてはならない。 ②　学校法人の役員および評議員は、財産の寄附者または特定の関係者のみをもってあてることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し高い識見を有する者のうちから 公正に　選任され、かつ、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるものでなければならない。 ③　学校法人の運営の中心となる理事および幹部職員は、単に名目的な者でなく、学校経営に 専念できる者であること。 ④　宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者１名が理事となる旨の特例を設けてもさしつかえない 。 ８　予算について ①　資金収支予算は、資産および幼稚園の規模に応じて収支の均衡が保たれているものでなければならならない。 ②　消費支出予算は、幼稚園の規模に応じて収入が支出を上回るか等しくなければならない。

９　施行年月日 ①　この認可基準は、昭和５２年２月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ①　この認可基準は、平成６年１０月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ②　この認可基準は、平成１１年４月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ④　この認可基準は、平成１７年４月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ⑤　この認可基準は、平成２７年４月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ⑥　この認可基準は、令和　年　月　日以後の学校法人化の認可から適用する。	９　施行年月日 ①　この認可基準は、昭和５２年２月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ①　この認可基準は、平成６年１０月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ②　この認可基準は、平成１１年４月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ④　この認可基準は、平成１７年４月１日以後の学校法人化の認可から適用する。 ⑤　この認可基準は、平成２７年４月１日以後の学校法人化の認可から適用する。

［参考資料］

１　令和８年２月２０日付け文科省通知「幼稚園設置基準の一部を改正する省令の公布について」（抜粋）

１. 改正の趣旨

近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、学級編制基準を引き下げるため、改正を行うものであること。

２. 改正の概要

学級編制の基準を、原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げる。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とし、令和 14 年 3 月 31 日までは従前によることができるとする経過措置を設ける。

３. その他

（１）学級編制の引き下げに伴う影響への対応について

幼稚園設置基準における学級編制基準を引き下げた場合、一部の園においては 学級数の増加などにより、園舎の増築･改修、新たな教員の採用などを行うことが想定されるところ、当該園が円滑に対応することができるよう、上記のとおり 6 年間の経過措置を設けるとともに、必要な施設整備や人材確保等について、参考資料に示す国の支援も活用いただきたいこと。

（２）認定こども園の学級編制基準について

認定こども園における学級編制基準についても、今年度中に同様の改正を検討していること。

議案第２号

高等学校広域通信制課程の学則変更認可について

１　学　校　名　　明聖（めいせい）高等学校（平成１２年９月６日認可）

２　位　　置　　千葉県千葉市中央区本千葉町１０番２３

３　設　置　者　　学校法人　花沢学園　理事長　難波　正徳

４　課　　程　　広域通信制課程
（通信教育を行う区域：４７都道府県）

５　収 容 定 員　　１，２００名

６　変更内容　　校舎 及び 面接指導等実施施設の追加

（１）校舎

新		旧
本校	千葉県千葉市中央区中央港一丁目24番4号	本校　千葉県千葉市中央区本千葉町10番23
本千葉校舎（分校）	千葉県千葉市中央区本千葉町10番23	分校　東京都杉並区高円寺南五丁目539番22
分校	東京都杉並区高円寺南五丁目539番22	

（２）面接指導等実施施設

	変更後	変更前	増	減
施設数	4	3	1	0

※　詳細は別紙のとおり

７　変 更 時 期　　令和８年９月１日

【別紙】

（新）

種類	名称	所在地	定員(名)	教職員数(人)	
				教員数	事務職員数
面接指導等実施施設（その他）	学校法人花沢学園 明聖高等学校 本千葉校舎（分校）	〒260-0014 千葉県千葉市中央区 本千葉町10-23	400	20	2
	学校法人花沢学園 明聖高等学校 分校	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 5-15-3	300	19	4
面接指導等実施施設（専修学校）	２１世紀アカデメイア 専門学校大坂デザイ ナー・アカデミー	〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島 2-3-20	45	3	1
	２１世紀アカデメイア 専門学校東京ホスピタリ ティ・アカデミー	〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 3-21	150	6	1
学習等支援施設	特定非営利活動法人 東京シューレ フリースクール 東京シューレ王子	〒114-0021 東京都北区岸町 1-9-19	15	3	―
	特定非営利活動法人 東京シューレ フリースクール 東京シューレ大田	〒144-0055 東京都大田区仲六郷 2-7-11	15	2	―
	一般社団法人 フリースクール 新宿アレーズ	〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 11-204	15	2	―
	一般社団法人 Void フリースクール流山	〒270-0121 千葉県流山市西初石 3-103-5	15	3	―
	株式会社 国立音楽院	〒154-0001 東京都世田谷区池尻 3-28-8	45	3	―

（旧）

種類	名称	所在地	定員(名)	教職員数(人)	
				教員数	事務職員数
面接指導等実施施設（その他）	学校法人花沢学園 明聖高等学校 分校	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 5-15-3	300	19	4
面接指導等実施施設（専修学校）	２１世紀アカデメイア 専門学校大坂デザイ ナー・アカデミー	〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島 2-3-20	120	3	1
	２１世紀アカデメイア 専門学校東京ホスピタリ ティ・アカデミー	〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 3-21	240	6	1
学習等支援施設	特定非営利活動法人 東京シューレ フリースクール 東京シューレ王子	〒114-0021 東京都北区岸町 1-9-19	15	3	―
	特定非営利活動法人 東京シューレ フリースクール 東京シューレ大田	〒144-0055 東京都大田区仲六郷 2-7-11	15	2	―
	一般社団法人 フリースクール 新宿アレーズ	〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 11-204	15	2	―
	一般社団法人 Void フリースクール流山	〒270-0121 千葉県流山市西初石 3-103-5	15	3	―
	株式会社 国立音楽院	〒154-0001 東京都世田谷区池尻 3-28-8	45	3	―

【明聖高等学校　位置図】

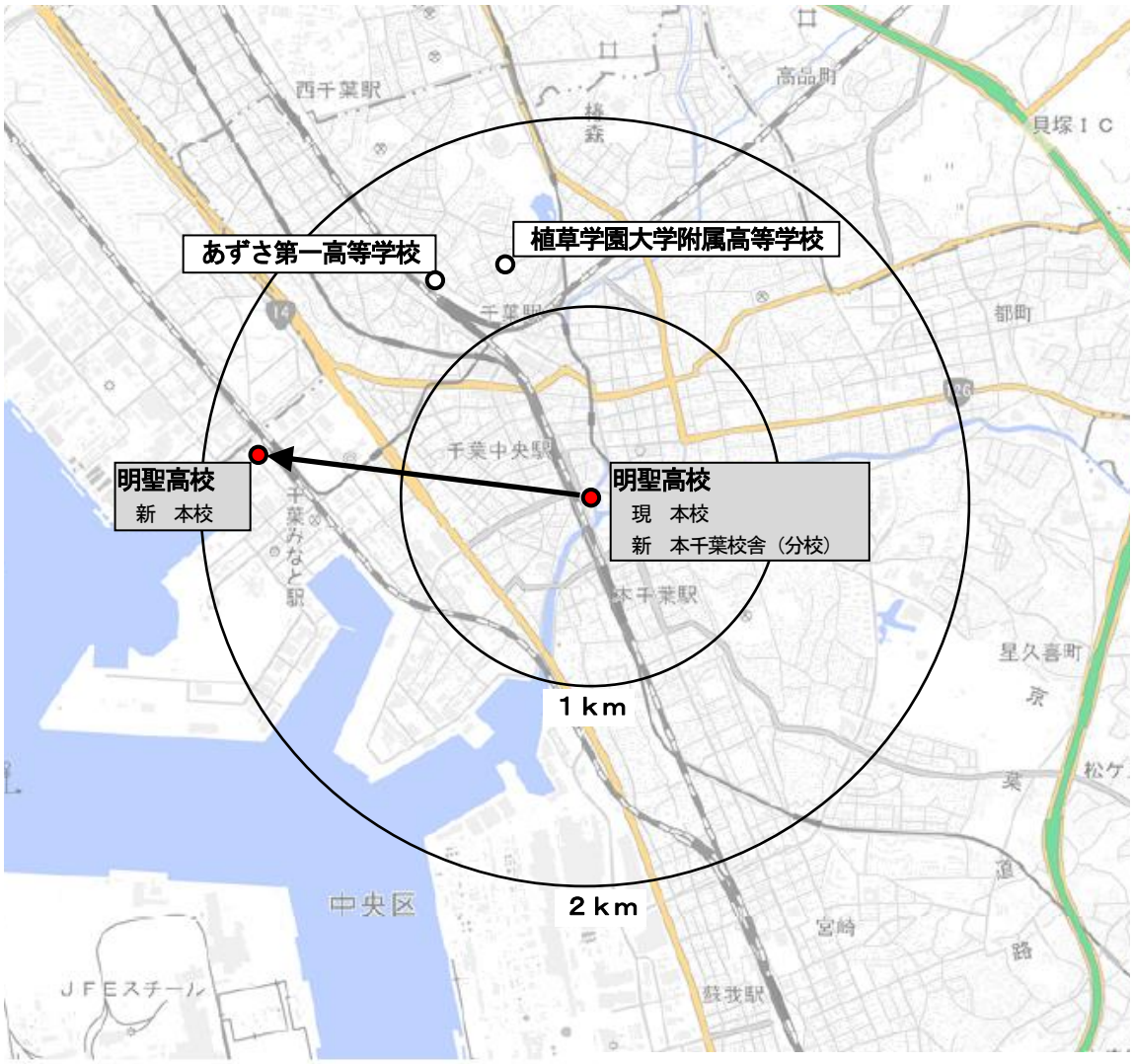

出典：国土地理院作成の淡色地図

※淡色地図に高等学校の位置、現在の本校から半径2km以内及びその周辺の県認可の高等学校を追記。

【本校　外観（イメージ）】

議案第３号

高等学校広域通信制課程の学則変更認可について

１　学　校　名　　わせがく高等学校（平成１５年３月２７日認可）

２　位　　置　　千葉県香取郡多古町飯笹字向台２５２番地２

３　設　置　者　　学校法人　早稲田学園　理事長　守谷　たつみ

４　課　　程　　広域通信制課程（通信教育を行う区域：４７都道府県）

５　収 容 定 員　　１，４４０名

６　変更内容

（１）協力校の追加

施設数	変更後	変更前	増	減
	6	5	1	―

（２）納付金の変更

	変更後	変更前
単位登録料	13,500円（１単位/年）	12,000円（１単位/年）
入学金	0円	50,000円
施設設備費	30,000円	48,000円

７　変 更 時 期　　令和９年４月１日

別表2（新）

実施校

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法
わせがく高等学校	千葉県香取郡多古町飯笹字向台252番地2	120	5名以上	定期的および一部集中

面接指導等実施施設（協力校）

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法	
水戸女子高等学校	茨城県水戸市上水戸1丁目2番1号	5	1名以上	体育教科の集中	
八洲学園高等学校	大阪府堺市西区鳳中町7丁225-3	5	1名以上	集中（7月8月12月）	
八洲学園大学国際高等学校	沖縄県国頭郡本部町備瀬1249	5	1名以上	集中（7月8月12月）	
須磨学園高等学校	兵庫県神戸市須磨区板宿町3丁目15-14	5	1名以上	定期的および一部集中	
わせがく夢育高等学校	埼玉県飯能市大字平戸130-2	5	1名以上	定期的および一部集中	
わせがくPURE高等学校	茨城県常総市中妻町4180	5	1名以上	定期的および一部集中	（新設）

面接指導等実施施設（他の学校等の施設）

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法
駿優国際医療ビジネス専門学校	茨城県水戸市三の丸2-5-36	90	1名以上	定期的および一部集中
専修学校早稲田予備学校西船橋校	千葉県船橋市西船4-12-10	210	1名以上	定期的および一部集中
専修学校早稲田予備学校	東京都新宿区高田馬場4-4-21	180	1名以上	定期的および一部集中
関東学園大学	群馬県太田市藤阿久町200	360	1名以上	定期的および一部集中
古河テクノビジネス専門学校	茨城県古河市中央町1-10-10	120	1名以上	定期的および一部集中
東京富士大学	東京都新宿区下落合1丁目7-7	10	1名以上	定期的および一部集中
能達工科カレッジ	茨城県取手市寺田5237-9	50	1名以上	定期的および一部集中
群馬パース大学	群馬県高崎市問屋町1-7-1	180	1名以上	定期的および一部集中
大原ビジネス公務員専門学校柏校	千葉県柏市末広町10-1	90	1名以上	定期的および一部集中

実施校及び面接指導等実施施設計　1440

学習等支援施設

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法
多古学習センター	千葉県香取郡多古町飯笹向台252-2	100	3名以上	―
柏学習センター	千葉県柏市柏4-5-10	80	3名以上	―
勝田台学習センター	千葉県八千代市勝田台北1-2-2	100	3名以上	―
西船橋学習センター	千葉県船橋市西船4-12-10	200	3名以上	―
稲毛海岸学習センター	千葉県千葉市美浜区高洲3-10-1	80	3名以上	―
東京学習センター	東京都新宿区高田馬場4-9-9	100	3名以上	―
水戸学習センター	茨城県水戸市宮町1-2-4	80	3名以上	―
古河学習センター	茨城県古河市本町1-1-15	80	3名以上	―
守谷学習センター	茨城県守谷市中央1-9-3	80	3名以上	―
太田学習センター	群馬県太田市東本町23-7	200	3名以上	―
前橋学習センター	群馬県前橋市新前橋町18-26	200	3名以上	―
桐生学習センター	群馬県桐生市稲荷町 4-20	100	3名以上	―
慶友舎	宮城県仙台市青葉区台原3丁目38番2号	20	1名以上	―
ファーストドッググルーミング	東京都墨田区緑1-24-6	10	1名以上	―
けやき広場	千葉県成田市赤坂2-1-10	10	1名以上	―

学習等支援施設計　1440

別表2（旧）

実施校

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法
わせがく高等学校	千葉県香取郡多古町飯笹字向台252番地2	120	5名以上	定期的および一部集中

面接指導等実施施設（協力校）

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法
水戸女子高等学校	茨城県水戸市上水戸1丁目2番1号	10	1名以上	体育教科の集中
八洲学園高等学校	大阪府堺市西区鳳中町7丁225-3	5	1名以上	集中（7月8月12月）
八洲学園大学国際高等学校	沖縄県国頭郡本部町備瀬1249	5	1名以上	集中（7月8月12月）
須磨学園高等学校	兵庫県神戸市須磨区板宿町3丁目15-14	5	1名以上	定期的および一部集中
わせがく夢育高等学校	埼玉県飯能市大字平戸130-2	5	1名以上	定期的および一部集中

面接指導等実施施設（他の学校等の施設）

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法
駿優国際医療ビジネス専門学校	茨城県水戸市三の丸2-5-36	90	1名以上	定期的および一部集中
専修学校早稲田予備学校西船橋校	千葉県船橋市西船4-12-10	210	1名以上	定期的および一部集中
専修学校早稲田予備学校	東京都新宿区高田馬場4-4-21	180	1名以上	定期的および一部集中
関東学園大学	群馬県太田市藤阿久町200	360	1名以上	定期的および一部集中
古河テクノビジネス専門学校	茨城県古河市中央町1-10-10	120	1名以上	定期的および一部集中
東京富士大学	東京都新宿区下落合1丁目7-7	10	1名以上	定期的および一部集中
能達工科カレッジ	茨城県取手市寺田5237-9	50	1名以上	定期的および一部集中
群馬パース大学	群馬県高崎市問屋町1-7-1	180	1名以上	定期的および一部集中
大原ビジネス公務員専門学校柏校	千葉県柏市末広町10-1	90	1名以上	定期的および一部集中

実施校及び面接指導等実施施設計　1440

学習等支援施設

施設名	所在地	定員	教職員数	面接指導方法
多古学習センター	千葉県香取郡多古町飯笹向台252-2	100	3名以上	―
柏学習センター	千葉県柏市柏4-5-10	80	3名以上	―
勝田台学習センター	千葉県八千代市勝田台北1-2-2	100	3名以上	―
西船橋学習センター	千葉県船橋市西船4-12-10	200	3名以上	―
稲毛海岸学習センター	千葉県千葉市美浜区高洲3-10-1	80	3名以上	―
東京学習センター	東京都新宿区高田馬場4-9-9	100	3名以上	―
水戸学習センター	茨城県水戸市宮町1-2-4	80	3名以上	―
古河学習センター	茨城県古河市本町1-1-15	80	3名以上	―
守谷学習センター	茨城県守谷市中央1-9-3	80	3名以上	―
太田学習センター	群馬県太田市東本町23-7	200	3名以上	―
前橋学習センター	群馬県前橋市新前橋町18-26	200	3名以上	―
桐生学習センター	群馬県桐生市稲荷町 4-20	100	3名以上	―
慶友舎	宮城県仙台市青葉区台原3丁目38番2号	20	1名以上	―
ファーストドッググルーミング	東京都墨田区緑1-24-6	10	1名以上	―
けやき広場	千葉県成田市赤坂2-1-10	10	1名以上	―

学習等支援施設計　1440

参考：わせがく PURE 高等学校　位置図

出典：国土地理院の淡色地図
※淡色地図にわせがく PURE 高等学校の
位置を追記

議案第４号

高等学校広域通信制課程の学則変更認可について

１　学　校　名　　ヒューマンキャンパスのぞみ高等学校
（令和４年３月２８日認可）

２　位　　置　　千葉県茂原市緑ヶ丘１－５３

３　設　置　者　　学校法人　佐藤学園　理事長　細川　智吉

４　課　　程　　広域通信制課程

（通信教育を行う区域：４７都道府県、海外３９か国）

５　収容定員　　５，０００名

６　変更内容　　学習等支援施設の変更

	新	旧
新宿学習センター	新宿区新宿３丁目１―１３ 京王新宿追分ビル８F	新宿区西新宿７―１１－１０

７　変更時期　　令和８年１０月１日

別表３　新旧対照表

（新）

都道府県	学習センター名	所在地	収容定員	教職員数
北海道	旭川学習センター	旭川市神居二条18-5-7	90	3
北海道	札幌駅前学習センター	札幌市中央区北３条西2-1Central Cliff5F	130	4
北海道	札幌大通学習センター	札幌市中央区大通西7-2-13　札幌小学館ビル１F	340	8
宮城県	仙台駅前学習センター	仙台市青葉区中央3-1-22 エキニア青葉通りビル7F	250	7
群馬県	高崎学習センター	高崎市寺尾2496 - 1	70	2
埼玉県	大宮東口学習センター	さいたま市大宮区宮町二丁目51番地 大宮パークビル4F	350	8
東京都	新宿学習センター	新宿区新宿３丁目１－１３ 京王新宿追分ビル 8F	240	6
東京都	高田馬場学習センター	新宿区高田馬場2-14-17 ヒューマン教育センター第二ビル	350	9
東京都	秋葉原東学習センター	台東区柳橋１丁目3-6 VORT浅草橋駅前Ⅲビル４F	320	8
神奈川県	川崎学習センター	川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビルディング3F	300	8
神奈川県	横浜西口学習センター	横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アーバンセンター横浜ウエスト 1F	350	9
山梨県	富士河口湖学習センター	南都留郡富士河口湖町船津6713-61	30	2
新潟県	新潟学習センター	新潟市中央区万代4-1-8 文光堂ビル8F	300	8
新潟県	十日町学習センター	十日町市昭和町４丁目155-2	50	2
新潟県	魚沼学習センター	魚沼市堀之内2718-6	30	2
静岡県	静岡駅前学習センター	静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル5F	150	4
愛知県	名古屋駅前学習センター	名古屋市中村区名駅3-26-8 KDX名古屋駅前ビル10F 11F	300	8
京都府	京都四条通学習センター	京都市下京区四条通り柳馬場東入ル立売東町12-1 日土地京都四条通ビル6F	200	5
大阪府	大阪心斎橋学習センター	大阪市中央区南船場4-3-2 ゼント心斎橋9F	350	9
兵庫県	神戸三宮学習センター	神戸市中央区三宮町1-9-1 三宮センタープラザ東館5F	250	7
広島県	広島八丁堀学習センター	広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル2F 3F	250	7
福岡県	福岡天神学習センター	福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡6F	300	8

別表３　新旧対照表

（旧）

都道府県	学習センター名	所在地	収容定員	教職員数
北海道	旭川学習センター	旭川市神居二条18-5-7	90	3
北海道	札幌駅前学習センター	札幌市中央区北３条西2-1Central Cliff5F	130	4
北海道	札幌大通学習センター	札幌市中央区大通西7-2-13　札幌小学館ビル１F	340	8
宮城県	仙台駅前学習センター	仙台市青葉区中央3-1-22 エキニア青葉通りビル7F	250	7
群馬県	高崎学習センター	高崎市寺尾2496 - 1	70	2
埼玉県	大宮東口学習センター	さいたま市大宮区宮町二丁目51番地 大宮パークビル4F	350	8
東京都	新宿学習センター	新宿区西新宿7-11-10	240	6
東京都	高田馬場学習センター	新宿区高田馬場2-14-17 ヒューマン教育センター第二ビル	350	9
東京都	秋葉原東学習センター	台東区柳橋１丁目3-6 VORT浅草橋駅前Ⅲビル４F	320	8
神奈川県	川崎学習センター	川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビルディング3F	300	8
神奈川県	横浜西口学習センター	横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8 アーバンセンター横浜ウエスト 1F	350	9
山梨県	富士河口湖学習センター	南都留郡富士河口湖町船津6713-61	30	2
新潟県	新潟学習センター	新潟市中央区万代4-1-8 文光堂ビル8F	300	8
新潟県	十日町学習センター	十日町市昭和町４丁目155-2	50	2
新潟県	魚沼学習センター	魚沼市堀之内2718-6	30	2
静岡県	静岡駅前学習センター	静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル5F	150	4
愛知県	名古屋駅前学習センター	名古屋市中村区名駅3-26-8 KDX名古屋駅前ビル10F 11F	300	8
京都府	京都四条通学習センター	京都市下京区四条通り柳馬場東入ル立売東町12-1 日土地京都四条通ビル6F	200	5
大阪府	大阪心斎橋学習センター	大阪市中央区南船場4-3-2 ゼント心斎橋9F	350	9
兵庫県	神戸三宮学習センター	神戸市中央区三宮町1-9-1 三宮センタープラザ東館5F	250	7
広島県	広島八丁堀学習センター	広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル2F 3F	250	7
福岡県	福岡天神学習センター	福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡6F	300	8